

町田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要領

目次

第1章 総則（第1—第3）

第2章 指定第1号訪問事業

　第1節 基本方針等（第4・第5）

　第2節 国基準型指定第1号訪問事業（第6—第45）

　第3節 市基準型指定第1号訪問事業（一体型・単独型）（第46—第55）

第3章 指定第1号通所事業

　第1節 基本方針等（第56・第57）

　第2節 国基準型指定第1号通所事業（第58—第75）

　第3節 市基準型指定第1号通所事業（一体型・単独型）（第76—第87）

第4章 雜則（第88・第89）

第1章 総則

第1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づき実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業（以下「指定第1号事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

1 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (2) 指定第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業で指定事業者が行うものをいう。

- (3) 国基準型指定第1号訪問事業 指定第1号訪問事業で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。
- (4) 市基準型指定第1号訪問事業（一体型） 指定第1号訪問事業で、市が指定した市基準型指定第1号訪問事業（一体型）をいう。
- (5) 市基準型指定第1号訪問事業（単独型） 指定第1号訪問事業で、市が指定した市基準型指定第1号訪問事業（単独型）をいう。
- (6) 指定第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業で指定事業者が行うものをいう。
- (7) 国基準型指定第1号通所事業 指定第1号通所事業で、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。
- (8) 市基準型指定第1号通所事業（一体型） 指定第1号通所事業で、市が指定した市基準型指定第1号通所事業（一体型）をいう。
- (9) 市基準型指定第1号通所事業（単独型） 指定第1号通所事業で、市が指定した市基準型指定第1号通所事業（単独型）をいう。
- (10) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (11) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要領で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第3 指定第1号事業の一般原則

- 1 指定第1号事業に係る指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定第1号訪問事業の提供に努めなければならない。

- 2 指定第1号事業に係る指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町田市（以下「市」という。）、他の指定事業者及び介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 指定第1号事業に係る指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定第1号事業に係る指定事業者は、指定第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定第1号事業の指定に係る申請者は、法人とする。
- 6 市長は、指定第1号事業の指定に係る申請者が法第115条の45の5第2項又は別表に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該指定第1号事業の指定をしないものとする。

第2章 指定第1号訪問事業

第1節 基本方針等

第4 指定第1号訪問事業の基本方針

指定第1号訪問事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第5 指定第1号訪問事業の基準

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第5、第17及び第57において「省令」という。）第140条の63の6に規定する市が定める基準（指定第1号訪問事業に係るものに限る。）は、国基準型指定第1号訪問事業を行う者（以

下「国基準型指定第1号訪問事業者」という。)の指定に係る基準にあっては省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例により定めた第6から第45までに定める基準とし、市基準型指定第1号訪問事業(一体型)を行う者(以下「市基準型指定第1号訪問事業者(一体型)」といふ。)及び市基準型指定第1号訪問事業(単独型)を行う者(以下「市基準型指定第1号訪問事業者(単独型)」といふ。)の指定に係る基準にあっては第46から第55までに定める基準とする。

第2節 国基準型指定第1号訪問事業

第6 訪問介護員等の員数

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者が国基準型指定第1号訪問事業を行う事業所(以下「国基準型指定第1号訪問事業所」といふ。)ごとに置くべき訪問介護員等(国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者をいふ。以下第6から第45までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該国基準型指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」といふ。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいふ。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、国基準型指定第1号訪問事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいふ。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における国基準型指定第1号訪問事業又は指定訪問介護の利用者。以下第3項から第5項までにおいて同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら国基準型指定第1号訪問事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月町田市条例第53号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している国基準型指定第1号訪問事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該国基準型指定第1号訪問事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。
- 6 国基準型指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、国基準型指定第1号訪問事業と当該指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第7 管理者

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該国基準型

指定第1号訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該国基準型指定第1号訪問事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第8 設備及び備品等

- 1 国基準型指定第1号訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、国基準型指定第1号訪問事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、国基準型指定第1号訪問事業と指定訪問介護の事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該国基準型指定第1号訪問事業と一体的に運営されているそれぞれの事業の設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第9 内容及び手続の説明及び同意

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27に規定する運営規程の概要、第29第1項に規定する訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を、電子情報処理組織（国基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該国基準型指定第1号訪問

事業者は、前項に規定する文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 国基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 国基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、国基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 国基準型指定第1号訪問事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち国基準型指定第1号訪問事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項に規定する承諾を得た国基準型指定第1号訪問事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨

の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

第10 提供拒否の禁止

国基準型指定第1号訪問事業者は、正当な理由なく国基準型指定第1号訪問事業の提供を拒んではならない。

第11 国基準型指定第1号訪問事業提供困難時の対応

国基準型指定第1号訪問事業者は、当該国基準型指定第1号訪問事業所の通常の事業の実施地域（当該国基準型指定第1号訪問事業所が通常時に国基準型指定第1号訪問事業を提供する地域をいう。第21第3項及び第27第5号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な国基準型指定第1号訪問事業を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（第16及び第35において「地域包括支援センター」という。）、介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）への連絡、他の国基準型指定第1号訪問事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

第12 受給資格等の確認

1 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要支援認定の有無並びに要支援認定の有効期間又は国基準型指定第1号訪問事業の対象者であることを確認しなければならない。

2 国基準型指定第1号訪問事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、国基準型指定第1号訪問事業を提供するよう努めなければならない。

第13 要支援認定等の申請等に係る援助

1 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供の開始

に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるとときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

第14 心身の状況等の把握

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議（町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年3月町田市条例第9号。以下「指定介護予防支援基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第15 介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）との連携

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

密接な連携に努めなければならない。

第16 第1号事業支給費等の支給を受けるための援助

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供の開始に際し、利用申込者が介護予防サービス計画（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による支援により利用者ごとに作成された計画を含む。以下同じ。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により、第1号事業支給費等の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費等の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

第17 介護予防サービス計画に沿った国基準型指定第1号訪問事業の提供

国基準型指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った国基準型指定第1号訪問事業を提供しなければならない。

第18 介護予防サービス計画等の変更の援助

国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

第19 身分を証する書類の携行

国基準型指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第20 国基準型指定第1号訪問事業の提供の記録

1 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業を提供した際には、当該国基準型指定第1号訪問事業の提供日及び内容、当該国基準型指定第

1号訪問事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業を提供した際には、提供した具体的な国基準型指定第1号訪問事業の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

第2 1 利用料等の受領

1 国基準型指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当する国基準型指定第1号訪問事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該国基準型指定第1号訪問事業に係る法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用から当該国基準型指定第1号訪問事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 国基準型指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない国基準型指定第1号訪問事業を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と国基準型指定第1号訪問事業に係る法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 国基準型指定第1号訪問事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において国基準型指定第1号訪問事業を行った場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 国基準型指定第1号訪問事業者は、前項の交通費の額に係る国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該国基準型指定第1号訪問事業の内容及び交通費について説明を行い、利用者の同

意を得なければならない。

第22 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付

国基準型指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない国基準型指定第1号訪問事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した国基準型指定第1号訪問事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した国基準型指定第1号訪問事業を提供したことの証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第23 同居家族に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供の禁止

国基準型指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供をさせてはならない。

第24 利用者に関する市への通知

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに国基準型指定第1号訪問事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の給付を受け、又は受けようとしたとき。

第25 緊急時等の対応

訪問介護員等は、現に国基準型指定第1号訪問事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第26 管理者及びサービス提供責任者の責務

1 国基準型指定第1号訪問事業所の管理者は、当該国基準型指定第1号訪問事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- 2 国基準型指定第1号訪問事業所の管理者は、当該国基準型指定第1号訪問事業所の従業者に第4から第45までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第44第2号、第4号、第5号、第9号、第10号及び第11号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 国基準型指定第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の様態の変化、サービスに関する意向等を定期的に把握すること。
- (3) 介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に対し、国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、
口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等の介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。次号から第8号までにおいて同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国基準型指定第1号訪問事業の内容の管理について必要な業務を行うこと。

第27 運営規程

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬい。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 国基準型指定第1号訪問事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第28 介護等の総合的な提供

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下第28において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

第29 勤務体制の確保等

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者に対し適切な国基準型指定第1号訪問事業を提供できるよう、国基準型指定第1号訪問事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所ごとに、当該国基準型指定第1号訪問事業所の訪問介護員等によって国基準型指定第1号訪問事業を提供しなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 国基準型指定第1号訪問事業者は、適切な国基準型指定第1号訪問事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30 業務継続計画の策定等

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31 衛生管理等

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、当該国基準型指定第1号訪問事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該国基準型指定第1号訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該国基準型指定第1号訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該国基準型指定第1号訪問事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第3 2 掲示

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所の見やすい場所に、第27に規定する運営規程の概要、第29第1項に規定する訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該国基準型指定第1号訪問事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第3 3 秘密保持等

- 1 国基準型指定第1号訪問事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、当該国基準型指定第1号訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

第3 4 広告

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

第3 5 不当な働きかけの禁止

国基準型指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター、介護予防支援事業に従事する者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他不当な働きかけを行ってはならない。

第3 6 介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に対

する利益供与の禁止

国基準型指定第1号訪問事業者は、介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第37 苦情処理

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、提供した国基準型指定第1号訪問事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、提供した国基準型指定第1号訪問事業に関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 4 国基準型指定第1号訪問事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 国基準型指定第1号訪問事業者は、提供した国基準型指定第1号訪問事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 6 国基準型指定第1号訪問事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつ

た場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

第3 8 地域との連携等

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した国基準型指定第1号訪問事業に関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して国基準型指定第1号訪問事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても国基準型指定第1号訪問事業の提供を行うよう努めなければならない。

第3 9 事故発生時の対応

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者に係る介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4 0 虐待の防止

国基準型指定第1号訪問事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該国基準型指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期

的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- (2) 当該国基準型指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該国基準型指定第1号訪問事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4 1 会計の区分

国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業所ごとに経理を区分するとともに、国基準型指定第1号訪問事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第4 2 記録の整備

- 1 国基準型指定第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品等及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者に対する国基準型指定第1号訪問事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。
 - (1) 第4 4 第2号に規定する第1号訪問事業計画
 - (2) 第2 0 第2項に規定する提供した具体的な国基準型指定第1号訪問事業の内容等の記録
 - (3) 第2 4 に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第3 7 第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第3 9 第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4 3 国基準型指定第1号訪問事業の基本取扱方針

- 1 国基準型指定第1号訪問事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 国基準型指定第1号訪問事業者は、自らその提供する国基準型指定第1号訪問事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して国基準型指定第1号訪問事業の提供を行わなければならぬ。
- 4 国基準型指定第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による国基準型指定第1号訪問事業の提供に努めなければならない。
- 5 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第4 4 国基準型指定第1号訪問事業の具体的取扱方針

国基準型指定第1号訪問事業の方針は、第4に規定する基本方針及び第43に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況（次号において「利用者状況」という。）の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、国基準型指定第1号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的な国基準型指定第1号訪問事業の内容、国基準型指定第1号訪問事業の提供を行う期間等を記載した第1号訪問事業計画（以下「第1号訪問事業計画」という。）を作成すること。
- (3) 第1号訪問事業計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、第1号訪問事業計画の作成に当たっては、その内容に

- ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、第1号訪問事業計画を作成した際には、当該第1号訪問事業計画を利用者に交付すること。
- (6) 国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、第1号訪問事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、国基準型指定第1号訪問事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって国基準型指定第1号訪問事業の提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、第1号訪問事業計画に基づく国基準型指定第1号訪問事業の提供の開始時から、当該第1号訪問事業計画に記載した国基準型指定第1号訪問事業の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、国基準型指定第1号訪問事業の提供状況等について、当該国基準型指定第1号訪問事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に報告するとともに、少なくとも1回は、当該第1号訪問事業計画の実施状況の把握（次号及び第11号において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該国基準型指定第1号訪問事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号訪問事業計画の変更を行うこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する第1号訪問事業計画の変更について準用すること。

第45 国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たって留意すべき事項

国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 国基準型指定第1号訪問事業者は、国基準型指定第1号訪問事業の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援基準条例第33条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、国基準型指定第1号訪問事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な国基準型指定第1号訪問事業の提供に努めること。
- (2) 国基準型指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。

第3節 市基準型指定第1号訪問事業（一体型・単独型）

第46 市基準型指定第1号訪問事業従業者（一体型）の員数

1 市基準型指定第1号訪問事業者（一体型）が、市基準型指定第1号訪問事業（一体型）を行う事業所（以下「市基準型指定第1号訪問事業所（一体型）」という。）ごとに置くべき従業者（市基準型指定第1号訪問事業（一体型）の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修課程を修了した者をいう。以下「市基準型指定第1号訪問事業従業者（一体型）」という。）の員数は、当該市基準型指定第1号訪問事業（一体型）を適切に行うために必要と認められる数（ただし、国基準型指定第1号通所事業の員数の基準を満たす数に限る。）とする。

2 市基準型指定第1号訪問事業者（一体型）が指定訪問介護事業者及び国基準型指定第1号訪問事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準型指定第1号訪問事業（一体型）と指定訪問介護及び国基準型指定第1号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該市基準型指定第1号訪問事業（一体型）と一体的に運営されているそれぞれの事業の人員に関する基準を満た

すことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 3 市基準型指定第1号訪問事業者（一体型）は、市基準型指定第1号訪問事業所（一体型）ごとに、市基準型指定第1号訪問事業従業者（一体型）のうち1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市基準型指定第1号訪問事業者（一体型）が指定訪問介護事業者及び国基準型指定第1号訪問事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準型指定第1号訪問事業（一体型）と指定訪問介護及び国基準型指定第1号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、サービス提供責任者を兼務させることができる。

第47 市基準型指定第1号訪問事業従業者（単独型）の員数

- 1 市基準型指定第1号訪問事業者（単独型）が、市基準型指定第1号訪問事業（単独型）を行う事業所（以下「市基準型指定第1号訪問事業所（単独型）」という。）ごとに置くべき従業者（市基準型指定第1号訪問事業（単独型）の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修課程を修了した者をいう。以下「市基準型指定第1号訪問事業従業者（単独型）」という。）の員数は、当該市基準型指定第1号訪問事業（単独型）を適切に行うために必要と認められる数とする。
- 2 市基準型指定第1号訪問事業者（単独型）は、市基準型指定第1号訪問事業所（単独型）ごとに、市基準型指定第1号訪問事業従業者（単独型）のうち1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

第48 管理者

市基準型指定第1号訪問事業者（一体型）及び市基準型指定第1号訪問事業者（単独型）（以下「市基準型指定第1号訪問事業者」という。）は、市基準型指定第1号訪問事業所（一体型）及び市基準型指定第1号訪問事業所（単独型）（以下「市基準型指定第1号訪問事業所」という。）ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該市基準型指定第1号訪問事業所の管理

上支障がない場合は、当該市基準型指定第1号訪問事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第49 設備及び備品等

- 1 市基準型指定第1号訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、市基準型指定第1号訪問事業（一体型）及び市基準型指定第1号訪問事業（単独型）（以下「市基準型指定第1号訪問事業」という。）の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 市基準型指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者及び国基準型指定第1号訪問事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準型指定第1号訪問事業と指定訪問介護及び国基準型指定第1号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該市基準型指定第1号訪問事業と一体的に運営されているそれぞれの事業の設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第50 内容及び手続の説明及び同意

- 1 市基準型指定第1号訪問事業者は、市基準型指定第1号訪問事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第52において準用する第27に規定する運営規程の概要、第52において準用する第29第1項に規定する市基準型指定第1号訪問事業従業者（一体型）及び市基準型指定第1号訪問事業従業者（単独型）（以下これらを「市基準型指定第1号訪問事業従業者」という。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 市基準型指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を、電子情報処理組織（市基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機

と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該市基準型指定第1号訪問事業者は、前項に規定する文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 市基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 市基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、市基準型指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 市基準型指定第1号訪問事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち市基準型指定第1号訪問事業者が使用するも

の

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項に規定する承諾を得た市基準型指定第1号訪問事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

第51 記録の整備

1 市基準型指定第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品等及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 市基準型指定第1号訪問事業者は、利用者に対する市基準型指定第1号訪問事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第54第2号に規定する訪問型サービス計画

(2) 第52において準用する第20第2項に規定する提供した具体的な市基準型指定第1号訪問事業の内容等の記録

(3) 第52において準用する第24に規定する市への通知に係る記録

(4) 第52において準用する第37第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第52において準用する第39第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第52 準用

第10から第27及び第29から第41までの規定は、市基準型指定第1号訪問事業について準用する。この場合において、第11中「第21」とあるのは「第52において準用する第21」と、「第27」とあるのは「第52において準用する第27」と、「第16」とあるのは「第52において準用する第16」と、第19、第23、第25、第26、第29から第31まで及び第40中「訪問介護員等」と

あるのは「市基準型指定第1号訪問事業従業者」と、第26中「第4から第45」とあるのは「第4、第5及び第46から第55」と、「第44」とあるのは「第54」と、第32中「訪問介護員等」とあるのは「市基準型指定第1号訪問事業従業者」と、「第27」とあるのは「第52において準用する第27」と、「第29」とあるのは「第52において準用する第29」と読み替えるものとする。

第53 市基準型指定第1号訪問事業の基本取扱方針

- 1 市基準型指定第1号訪問事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 市基準型指定第1号訪問事業者は、自らその提供する市基準型指定第1号訪問事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 市基準型指定第1号訪問事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して市基準型指定第1号訪問事業の提供を行わなければならない。
- 4 市基準型指定第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による市基準型指定第1号訪問事業の提供に努めなければならない。
- 5 市基準型指定第1号訪問事業者は、市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第54 市基準型指定第1号訪問事業の具体的取扱方針

市基準型指定第1号訪問事業の方針は、第4に規定する基本方針及び第53に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況（次号において

「利用者状況」という。) の的確な把握を行うこと。

- (2) サービス提供責任者は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、市基準型指定第1号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的な市基準型指定第1号訪問事業の内容、市基準型指定第1号訪問事業の提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画(以下「訪問型サービス計画」という。)を作成すること。
- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、市基準型指定第1号訪問事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって市基準型指定第1号訪問事業の提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づく市基準型指定第1号訪問事業の提供の開始時から、当該訪問型サービス計画に記載した市基準型指定第1号訪問事業の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、市基準型指定第1号訪問事業の提供状況等について、当該市基準型指定第1号訪問事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等(事業対象者にあっては地域包括支援センター)に報告するとともに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握(次号及び第11号において「モニタリング」という。)を行うこと。

- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該市基準型指定第1号訪問事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用すること。

第55 市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たって留意すべき事項

市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 市基準型指定第1号訪問事業者は、市基準型指定第1号訪問事業の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、市基準型指定第1号訪問事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な市基準型指定第1号訪問事業の提供に努めること。
- (2) 市基準型指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。

第3章 指定第1号通所事業

第1節 基本方針等

第56 指定第1号通所事業の基本方針

指定第1号通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第57 指定第1号通所事業の基準

省令第140条の63の6に規定する市が定める基準（指定第1号通所事業に係るものに限る。）は、国基準型指定第1号通所事業を行う者（以下「国基準型指定第1号通所事業者」という。）の指定に係る基準にあっては省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準にあっては省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例により定めた第58から第75までに定める基準とし、市基準型指定第1号通所事業（一体型）を行う者（以下「市基準型指定第1号通所事業者（一体型）」といふ。）及び市基準型指定第1号通所事業（単独型）（以下「市基準型指定第1号通所事業者（単独型）」といふ。）を行う者の指定に係る基準にあっては、第76から第87までに定める基準とする。

第2節 国基準型指定第1号通所事業

第58 国基準型指定第1号通所事業従業者の員数

1 国基準型指定第1号通所事業者が、国基準型指定第1号通所事業を行う事業所（以下「国基準型指定第1号通所事業所」といふ。）ごとに置くべき従業者（以下「国基準型指定第1号通所事業従業者」といふ。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 国基準型指定第1号通所事業の提供日ごとに、当該国基準型指定第1号通所事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該国基準型指定第1号通所事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該国基準型指定第1号通所事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数

(2) 看護師又は准看護師（以下この号において「看護職員」といふ。） 国基準型指定第1号通所事業の単位ごとに、専ら当該国基準型指定第1号通所事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 国基準型指定第1号通所事業の単位ごとに、当該国基準型指定第1号通所事業を提供している時間帯に介護職員（専ら当該国基準型指定第1号

通所事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該国基準型指定第1号通所事業を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該国基準型指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3に規定する指定地域密着型事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、国基準型指定第1号通所事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型事業者をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における国基準型指定第1号通所事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下第3項及び第4項において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保するために必要と認められる数。

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の国基準型指定第1号通所事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の指定通所介護の単位は、国基準型指定第1号通所事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防

止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該国基準型指定第1号通所事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 国基準型指定第1号通所事業者が第1項第3号に規定する指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該国基準型指定第1号通所事業と一体的に運営されているそれぞれの事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第59 管理者

国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該国基準型指定第1号通所事業所の管理上支障がない場合は、当該国基準型指定第1号通所事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第60 設備及び備品等

1 国基準型指定第1号通所事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに国基準型指定第1号通所事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員(国基準型指定第1号通所事業所において、同時に国基準型指定第1号通所事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63第4号及び第65において同じ。)を乗じて得た面積以上と

すること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること。

- 3 第1項に規定する設備は、専ら国基準型指定第1号通所事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する国基準型指定第1号通所事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（国基準型指定第1号通所事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に国基準型指定第1号通所事業者以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 国基準型指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、国基準型指定第1号通所事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該国基準型指定第1号通所事業と一体的に運営されているそれぞれの事業の設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第61 利用料等の受領

- 1 国基準型指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当する国基準型指定第1号通所事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該国基準型指定第1号通所事業に係る法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用から当該国基準型指定第1号通所事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない国基準型指定第1号通所事業を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と国

基準型指定第1号通所事業に係る法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 国基準型指定第1号通所事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国基準型指定第1号通所事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところの例によるものとする。

5 国基準型指定第1号通所事業者は、第3項の費用の額に係る国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該国基準型指定第1号通所事業の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第6 2 管理者の責務

1 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、国基準型指定第1号通所事業所の従業者の管理及び国基準型指定第1号通所事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、当該国基準型指定第1号通所事業所の従業者に第61から第75までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第6 3 運営規程

国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬい。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 国基準型指定第1号通所事業の利用定員
- (5) 国基準型指定第1号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 国基準型指定第1号通所事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第64 勤務体制の確保等

- 1 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対し適切な国基準型指定第1号通所事業を提供できるよう、国基準型指定第1号通所事業所ごとに、国基準型指定第1号通所事業従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業所ごとに、当該国基準型指定第1号通所事業所の国基準型指定第1号通所事業従業者によつて国基準型指定第1号通所事業を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該国基準型指定第1号通所事業者は、全ての国基準型指定第1号通所事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で

定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 国基準型指定第1号通所事業者は、適切な国基準型指定第1号通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより国基準型指定第1号通所事業従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第6 5 定員の遵守

国基準型指定第1号通所事業者は、利用定員を超えて国基準型指定第1号通所事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第6 6 非常災害対策

- 1 国基準型指定第1号通所事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に国基準型指定第1号通所事業従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6 7 衛生管理等

- 1 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該国基準型指定第1号通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止

のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、国基準型指定第1号通所事業従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該国基準型指定第1号通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該国基準型指定第1号通所事業所において、国基準型指定第1号通所事業従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第68 地域との連携等

1 国基準型指定第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 国基準型指定第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した国基準型指定第1号通所事業に関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して国基準型指定第1号通所事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても国基準型指定第1号通所事業の提供を行うよう努めなければならない。

第69 事故発生時の対応

1 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対する国基準型指定第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者に係る介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 国基準型指定第1号通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った

処置について記録しなければならない。

- 3 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対する国基準型指定第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 国基準型指定第1号通所事業者は、第60第4項の国基準型指定第1号通所事業者以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第70 記録の整備

- 1 国基準型指定第1号通所事業者は、従業者、設備、備品等及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対する国基準型指定第1号通所事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第73第2号に規定する第1号通所事業計画
 - (2) 第71において準用する第20第2項に規定する提供した具体的な国基準型指定第1号通所事業の内容等の記録
 - (3) 第71において準用する第24に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第71において準用する第37第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第69第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第71 準用

第9から第18まで、第20、第22、第24、第25、第30、第32から第34まで、第36、第37、第40及び第41の規定は、国基準型指定第1号通所事業について準用する。この場合において、第9及び第32中「第27」とあるのは「第63」と、「第29」とあるのは「第64」と、「訪問介護員等」とあるのは「国基準型指定第1号通所事業従業者」と、第25及び第30中「訪問介護員等」

とあるのは「国基準型指定第1号通所事業従業者」と読み替えるものとする。

第7 2 国基準型指定第1号通所事業の基本取扱方針

- 1 国基準型指定第1号通所事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、自らその提供する国基準型指定第1号通所事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者の運動器の機能の向上を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識して国基準型指定第1号通所事業の提供を行わなければならない。
- 4 国基準型指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による国基準型指定第1号通所事業の提供に努めなければならない。
- 5 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第7 3 国基準型指定第1号通所事業の具体的取扱方針

国基準型指定第1号通所事業の方針は、第5 6に規定する基本方針及び第7 2に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況（次号において「利用者状況」という。）の的確な把握を行うこと。
- (2) 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、国基準型指定第1号通所事業の目標、当該目標を達成するための具体的

な国基準型指定第1号通所事業の内容、国基準型指定第1号通所事業の提供を行う期間等を記載した第1号通所事業計画(以下「第1号通所事業計画」という。)を作成すること。

(3) 第1号通所事業計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。

(4) 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、第1号通所事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(5) 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、第1号通所事業計画を作成した際には、当該第1号通所事業計画を利用者に交付すること。

(6) 国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、第1号通所事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

(7) 国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、国基準型指定第1号通所事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(8) 国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって国基準型指定第1号通所事業の提供を行うこと。

(9) 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、第1号通所事業計画に基づく国基準型指定第1号通所事業の提供の開始時から、当該第1号通所事業計画に記載した国基準型指定第1号通所事業の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1月に1回は、当該第1号通所事業計画に係る利用者の状態、国基準型指定第1号通所事業の提供状況等について、当該国基準型指定第1号通所事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等(事業対象者にあっては地域包括支援センター)に報告するとともに、少なくとも1回は、当該第1号通所事業計画の実施状況の把握(次号及び第11号において「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該国基準型指定第1号通所事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に報告すること。

(11) 国基準型指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号通所事業計画の変更を行うこと。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する第1号通所事業計画の変更について準用すること。

第74 国基準型指定第1号通所事業の提供に当たって留意すべき事項

国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、国基準型指定第1号通所事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な国基準型指定第1号通所事業の提供に努めること。

(2) 国基準型指定第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。

(3) 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の提供に当たり、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が生じるような強い負荷を伴う国基準型指定第1号通所事業を行わないとともに、第75に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

第75 安全管理体制等の確保

1 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急

時における手引等を作成し、当該国基準型指定第1号通所事業を行っている国基準型指定第1号通所事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならぬ。

- 2 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、あらかじめ脈拍、血圧等を測定する等により利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。
- 3 国基準型指定第1号通所事業者は、国基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3節 市基準型指定第1号通所事業（一体型・単独型）

第76 市基準型指定第1号通所事業従業者（一体型）の員数

- 1 市基準型指定第1号通所事業者（一体型）が、市基準型指定第1号通所事業（一体型）を行う事業所（以下「市基準型指定第1号通所事業所（一体型）」という。）ごとに置くべき従業者（以下「市基準型指定第1号通所事業従業者（一体型）」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 市基準型指定第1号通所事業（一体型）の提供日ごとに、当該市基準型指定第1号通所事業（一体型）を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該市基準型指定第1号通所事業（一体型）の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該市基準型指定第1号通所事業（一体型）を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 市基準型指定第1号通所事業（一体型）の単位ごとに、専ら当該市基準型指定第1号通所事業（一体

型) の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) の単位ごとに、当該市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) を提供している時間帯に介護職員 (専ら当該市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) の提供に当たる者に限る。) が勤務している時間数の合計数を当該市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) を提供している時間数 (次項において「提供単位時間数」という。) で除して得た数が利用者 (市基準型指定第 1 号通所事業者 (一体型) が指定通所介護事業者等又は国基準型指定第 1 号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は国基準型指定第 1 号通所事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所における市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型)、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は国基準型指定第 1 号通所事業の利用者。第 4 項、第 5 項並びに第 9 第 2 項第 1 号及び第 3 項において同じ。) の数が 1 5 人までの場合にあっては 1 以上、1 5 人を超える場合にあっては 1 5 人を超える部分の数を 1 0 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (ただし、国基準型指定第 1 号通所事業の員数の基準を満たす数に限る。)。

(4) 機能訓練指導員 1 以上

2 前項の規定にかかわらず、市基準型指定第 1 号通所事業所 (一体型) の利用定員 (当該市基準型指定第 1 号通所事業所 (一体型) において同時に市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) が 1 0 人以下である場合にあっては、看護職員及び介護職員の員数を市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) の単位ごとに、当該市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) を提供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該市基準型指定第 1 号通所事業 (一体型) の提供に当たる者に限る。) が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た額が 1 以上確保されるた

めに必要と認められる数とができる。

- 3 市基準型指定第1号通所事業者（一体型）は、市基準型指定第1号通所事業（一体型）の単位ごとに、前項第1号の介護職員を常時1人以上当該市基準型指定第1号通所事業（一体型）に従事させなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の市基準型指定第1号通所事業（一体型）の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前4項の市基準型指定第1号通所事業（一体型）の単位は、市基準型指定第1号通所事業（一体型）であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者とする。
- 7 市基準型指定第1号通所事業者（一体型）が指定通所介護事業者等又は国基準型指定第1号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準型指定第1号通所事業（一体型）と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は国基準型指定第1号通所事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該市基準型指定第1号通所事業（一体型）と一体的に運営されているそれぞれの事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第77 市基準型指定第1号通所事業従業者（単独型）の員数

- 1 市基準型指定第1号通所事業者（単独型）が、市基準型指定第1号通所事業（単独型）を行う事業所（以下「市基準型指定第1号通所事業所（単独型）」という。）

ごとに置くべき従業者（以下「市基準型指定第1号通所事業従業者（単独型）」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護職員 市基準型指定第1号通所事業（単独型）の単位ごとに、当該市基準型指定第1号通所事業（単独型）を提供している時間帯に介護職員（専ら当該市基準型指定第1号通所事業（単独型）の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該市基準型指定第1号通所事業（単独型）を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 機能訓練指導員 機能訓練を提供する時間帯を通じて1以上確保されるために必要と認められる数

- 2 市基準型指定第1号通所事業者（単独型）は、市基準型指定第1号通所事業（単独型）の単位ごとに、前項第1号の介護職員を常時1人以上当該市基準型指定第1号通所事業（単独型）に従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の市基準型指定第1号通所事業（単独型）の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の市基準型指定第1号通所事業（単独型）の単位は、市基準型指定第1号通所事業（単独型）であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第2号の機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を

有する者又は健康運動指導士若しくは介護予防運動指導員とする。

6 前各項に規定するもののほか、市基準型指定第1号通所事業者（単独型）は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表の2の項ハ注に規定する運動器機能向上サービスに相当するものを利用者に提供するため、同項ハ注口、ハ及びニに掲げる基準（同項ハ注口に掲げる基準については、生活相談員に係る部分を除く。）に適合しなければならない。

第78 管理者

市基準型指定第1号通所事業者（一体型）及び市基準型指定第1号通所事業者（単独型）（以下「市基準型指定第1号通所事業者」という。）は、市基準型指定第1号通所事業所（一体型）及び市基準型指定第1号通所事業所（単独型）（以下「市基準型指定第1号通所事業所」という。）ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該市基準型指定第1号通所事業所の管理上支障がない場合は、当該市基準型指定第1号通所事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第79 設備及び備品等

1 市基準型指定第1号通所事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに市基準型指定第1号通所事業（一体型）及び市基準型指定第1号通所事業（単独型）（以下「市基準型指定第1号通所事業」という。）の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（市基準型指定第1号通所事業所において、同時に市基準型指定第1号通所事業の提供を受けることができる利用者の数の

上限をいう。第83において準用する第63第4号及び第83において準用する第65において同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることがされること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら市基準型指定第1号通所事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する市基準型指定第1号通所事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 市基準型指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者等又は国基準型指定第1号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準型指定第1号通所事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は国基準型指定第1号通所事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該市基準型指定第1号通所事業と一体的に運営されているそれぞれの事業の設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第80 内容及び手続の説明及び同意

1 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第83において準用する第63に規定する運営規程の概要、第83において準用する第64第1項に規定する市基準型指定第1号通所事業従業者（一体型）及び市基準型指定第1号通所事業従業者（単独型）（以下これらを「市基準型指定第1号通所事業従業者」という。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 市基準型指定第1号通所事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織（市基準型指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該市基準型指定第1号通所事業者は、前項に規定する文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 市基準型指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 市基準型指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、市基準型指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 市基準型指定第1号通所事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要

事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち市基準型指定第1号通所事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項に規定する承諾を得た市基準型指定第1号通所事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

第8 1 事故発生時の対応

1 市基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対する市基準型指定第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者に係る介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 市基準型指定第1号通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 市基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対する市基準型指定第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第8 2 記録の整備

1 市基準型指定第1号通所事業者は、従業者、設備、備品等及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 市基準型指定第1号通所事業者は、利用者に対する市基準型指定第1号通所事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ

ればならない。

- (1) 第85第2号に規定する通所型サービス計画
- (2) 第83において準用する第20第2項に規定する提供した具体的な市基準型指定第1号通所事業の内容等の記録
- (3) 第83において準用する第24に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第83において準用する第37第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第81第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第83 準用

第10から第18まで、第20、第22、第24、第25、第30、第32から第34まで、第36、第37、第40、第41及び第61から第68までの規定は市基準型指定第1号通所事業について準用する。この場合において、第11中「第21」とあるのは「第61」と、「第27第5号」とあるのは「第63第6号」と、「第16」とあるのは「第87において準用する第16」と、第25、第30及び第40中「訪問介護員等」とあるのは「市基準型指定第1号通所事業従業者」と、第32中「訪問介護員等」とあるのは「市基準型指定第1号通所事業従業者」と、「第27」とあるのは「第63」と、「第29」とあるのは「第64」と、第62中「第62から第75」とあるのは「第81から第87」と読み替えるものとする。

第84 市基準型指定第1号通所事業の基本取扱方針

- 1 市基準型指定第1号通所事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 市基準型指定第1号通所事業者は、自らその提供する市基準型指定第1号通所事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 市基準型指定第1号通所事業者は、利用者の運動器の機能の向上を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができ

るよう支援することを目的とするものであることを常に意識して市基準型指定第1号通所事業の提供を行わなければならない。

- 4 市基準型指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による市基準型指定第1号通所事業の提供に努めなければならない。
- 5 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第8 5 市基準型指定第1号通所事業の具体的取扱方針

市基準型指定第1号通所事業の方針は、第5 6に規定する基本方針及び第8 4に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況（次号において「利用者状況」という。）の的確な把握を行うこと。
- (2) 市基準型指定第1号通所事業所の管理者は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、市基準型指定第1号通所事業の目標、当該目標を達成するための具体的な市基準型指定第1号通所事業の内容、市基準型指定第1号通所事業の提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画（以下「通所型サービス計画」という。）を作成すること。
- (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 市基準型指定第1号通所事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 市基準型指定第1号通所事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際

には、当該通所型サービス計画を利用者に交付すること。

- (6) 市基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 市基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、市基準型指定第1号通所事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 市基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって市基準型指定第1号通所事業の提供を行うこと。
- (9) 市基準型指定第1号通所事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づく市基準型指定第1号通所事業の提供の開始時から、当該通所型サービス計画に記載した市基準型指定第1号通所事業の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、市基準型指定第1号通所事業の提供状況等について、当該市基準型指定第1号通所事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に報告するとともに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（次号及び第11号において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 市基準型指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該市基準型指定第1号通所事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等（事業対象者にあっては地域包括支援センター）に報告すること。
- (11) 市基準型指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用すること。

市基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、市基準型指定第1号通所事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な市基準型指定第1号通所事業の提供に努めること。
- (2) 市基準型指定第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。
- (3) 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供に当たり、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が生じるような強い負荷を伴う市基準型指定第1号通所事業を行わないとともに、第87規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

第87 安全管理体制等の確保

- 1 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、当該市基準型指定第1号通所事業を行っている市基準型指定第1号通所事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。
- 2 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、あらかじめ脈拍、血圧等を測定する等により利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。
- 3 市基準型指定第1号通所事業者は、市基準型指定第1号通所事業の提供に当た

っては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 雜則

第88 電磁的記録等

1 指定事業者及び指定第1号事業の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（第12第1項（第52、第71及び第83において準用する場合を含む。）及び第20第1項（第52、第71及び第83において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

2 指定事業者及び指定第1号事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第89 補則

この要領に定めるもののほか、指定第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表

- 1 申請者が法人でないとき。
- 2 申請者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 3 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 7 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しな

いものを含む。)であるとき。

8 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

9 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

10 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として町田市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して10日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

11 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

12 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

13 申請者が法人で、その役員等のうちに第3号から第7号まで、第9号から前号

までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。